

Q9. 妊娠を会社に報告したら「解雇」といわれました。辞めるしかないのでしょうか。

A9. 妊娠・出産を理由とした解雇はできませんので、退職を迫られたからといって不本意に感じる必要はありません。

女性の婚姻・妊娠・出産・産前産後休業の取得、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や労働基準法による母性保護措置を受けたことなどを理由とする解雇は法違反として禁止されています（男女雇用機会均等法第9条）。

また、妊娠中・産後1年以内の解雇は、妊娠・出産等を理由とする解雇ではないことを事業主が証明しない限り無効となります（男女雇用機会均等法第9条）。

なお、産前産後休業中とその後の30日間の解雇についても禁止されています（労働基準法第19条）。